

立川市緑化推進協議会 第6回（書面開催）のご意見への対応について

資料2

(1) 素案（案）

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
1	2	1. 本市におけるこれまでの取組 緑の創など → 緑の創出など	意見	ア委員 イ委員	ご意見を反映し、「緑の創出」に修正しました。
2	2	1. 本市におけるこれまでの取組 緑を育てできました → 緑化 をでしょうか	意見	ア委員	緑の保全と緑化を合わせて「緑を育て」と表現しています。
3	3	第5回のご意見への対応（1）1に関連して、これまでの取り組みについては記載の充実が見られるものの、今後の部分に関してはあまり改善されたようには思えないので、「3 計画改定の趣旨」の文章の部分に、立川は今後、〇〇（都市マスで書かれているような内容）といったまちづくりを行っていく、それに関連して緑を大事にしたまちにしたいんだといったような、未来に向かっての市のスタンスをもう少し積極的に書いた方が、読み手にしっかり伝わると思います。ご検討いただければと思います。	意見	オブザーバー	ご意見を反映し、「3 計画改定の趣旨」に立川市都市計画マスタープランの基本理念の実現に向け、市民、事業者、市が協力して緑を守り育てていくために計画を改定したという趣旨の記述を追加しました。（p.3）
4	5	対象とする緑は単に樹木のみならず生態的環境、自然の緑になじむ昆虫、魚類や住宅の緑化、防風林や垣根などもふくむ	意見	ウ委員	対象とする緑に、住宅の緑化、防風林や垣根なども含んでいます。（p.5） 緑に生息・生育する生きものについては、緑を保全・創出する取組の中で考慮してまいります。
5	6	1. 市の位置・地勢 2行目 昭島市、小平市・・・ 武蔵村山市と隣接している市を昭島市、福生市、武蔵村山市・・・と時計回りに記載した方が地図と合わせて確認しやすいのでは。何か基準があつての順番なのでしょうか。	意見	ア委員	ご意見をもとに、内容を精査した結果、より簡潔な表現とするため、該当の文章を削除しました。（p.6）
6	9	本文13 行目「農家の屋敷林が残されており、 屋敷林の一部である ケヤキ並木」赤字を挿入する。	意見	工委員	ご意見を反映し「屋敷林の一部であるケヤキ並木」に修正しました。（p.9）
7	10	地図の上部の公園・緑地の「緑」が消えている。 写真のVと重なったため。	意見	ア委員	ご意見を反映し、図を修正しました。
8	10	公園緑地の吹き出し位置は、写真と同じ大ケヤキから吹き出す	意見	工委員	
9	10	中央の図 公園・緑地 の 緑地の字が消えているので表示	意見	イ委員	
10	10	「立川市の地形と主な緑」 A3にするほどでしょうか。もっと写真等が多くなるのですか。 今の内容であれば、レイアウトを工夫して、A4にしたほうが見やすいと思います。	意見	副会長	図を見やすい状態とするため、A3のままとさせていただきます。
11	12～16	図が小さく減少度合いがわかりにくいので、1年度につき1ページを充てた方が良いと思います。	意見	オブザーバー	ご意見を反映し、1年度につき1ページに図を拡大しました。（p.12～16）
12	16	地図で【市北部の半島状に突き出た部分（原文は図示）】の位置付け 上砂6丁目 65ページ関連	質問	オ委員	素案（案）p.15のみどり率の図のとおり、ご指摘の箇所は現在、緑地として計上していません。なお、宗教団体取得部分については、立川都市計画村山工場跡地地区 地区計画により、土地利用の基本方針を定めています。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
13	21	特定生産緑地の申請が行われている（令和3年度）申請の進捗状況は・・・と言うのは、一部の農家では宅地化のため申請しないとの声もある。農地の減少になる。都市計画係の受付状況を知りたい。	質問	オ委員	特定生産緑地の申請は、令和2年1月1日告示時点372件のうち約7割を受け付けたとのこと。
14	21	(2)生産緑地の減少については、後継者不足が一番の課題であり、都市農地貸借円滑法による新規参入が必要と思われます。	意見	カ委員	素案（案）p.50 「施策2.4 農地の保全と活用 ①さまざまな制度を活用した農地の保全」に記載のとおり、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく制度なども活用して、農地の保全に取り組んでまいります。
15	22	宅地化農地という言葉は通称であって、オフィシャルには、「生産緑地地区以外の市街化区域内農地」といった方が良いと思います。	意見	オブザーバー	ご意見を反映し、「生産緑地地区以外の市街化区域内農地（宅地化農地）」に修正しました。
16	26	保全ボランティア 5ヶ所とあるが、全体で保全を要する樹林地はいくつあるか。荒れている公園も見られるが、これらの美化活動は。	質問	オ委員	保護樹林地の面積は、令和元年度末現在、17,578㎡(p.24)です。指定件数は12件、23筆です。公園については、公園等清掃美化協力員会に清掃していただく公園数を増やす目標を立て（p.41）、活動を促進してまいります。
17	27	第5回のご意見への対応（1）3に関連して、これまでの20年間で頑張ってきたことがわかりにくく、文章中も、表の達成見込みも「困難」というのが強調されすぎている印象を受け、これを見た市民の方がどう思うのが懸念されます。もちろん、総論としてみれば、現況と目標値を比べれば達成はしていないのですが、28ページで個々に見ていくと、市民にとって一番身近な住区基幹公園は、数は2倍以上、面積も2倍弱まで伸びていますし、農地以外の民有緑地（風致地区、その他（保護林？））はキープされていることがわかります。例えば、そういう個々の施設を列挙しながら緑を増やそうとこれまで努力してきたが、宅地化の波が押し寄せて農地が大きく減少し、結果として総的に緑が減少したことで目標達成は困難。今後、これ以上減らないよう様々な取り組みを進めていきます。といったような流れにされた方が良いのではないのでしょうか。そうでないと、対住民、議会に対して説明がつかないのではないかと思います。	意見	オブザーバー	ご意見を反映し、素案（案）p.27の記述を加筆修正しました。
18	28	社会通念上安定した緑地に「基地」とありますが、これは自衛隊の基地の話でしょうか。だとすると、この面積144haとは基地全体なのか、それとも基地内の樹林地を指すのでしょうか。	質問	オブザーバー	前計画の考え方を踏襲し、公園と同様、基地全体面積で緑地としています。
19	29	緑を「まもる」ための取組 8) 民有地の緑の保全の今後の課題の空白に、ぜひ、条例第1条、第2条の③に「市内に土地を有する者は、自ら緑化の推進をし、緑化施策に協力するとともに、健全な環境の形成に努められなければならない。」とあるので、土地所有者の協力を有する。というふうに付け加えてほしいです。	意見	キ委員	土地所有者も広く市民の一部と捉え、普及啓発に努めてまいります。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
20	29	(1) 緑を「まもる」取組 5) 矢川緑地の保全 今後の課題の中に希少植物／希少生物の保護	意見	オ委員	矢川緑地の保全には、そこに生息・生育する生きものの保全も含むと考えています。希少生物の保護については、矢川緑地保全地域を指定した東京都が担うことになっており、市も協力してまいります。
21	30	(3) 「そだてる」はほとんど守るための施策と考えられる	意見	オ委員	市民への普及啓発、市民との協働は、緑を守り継いでいくために必要な取組です。今回の計画改定に際しては、そのような認識の下、方針1を「緑と人のつながりを育み生かす」とし、方針1が「方針2 緑を守り生かす」、「方針3 緑の豊かさを高め生かす」の取組を支える構図としています。(p.40)
22	29~30	主な成果・今後の課題ともに要約されすぎて何を行ったのかがごく表面的にしかわからない印象を受けます。 例えば1) 河川環境の保全の今後の課題について、河川区域内における整備は制限があるので難しいとありますが、もともとどんな整備をしようとしていて、どんな制限があるからできないのでしょうか。そのレベル感によっては課題の度合いも変わってくるものと思われまます(玉川上水や崖線も同様)。 また、7) 農地の保全とありますが、実績としては体験・学習だけでしょうか。生産緑地の指定を推進してきたというのも実績の一つであると思われまます。 4に記載した意見とリンクしますが、市としてこれまで頑張ってきたことをしっかりと文章で記載した方がよろしいのではないのでしょうか。	意見	オブザーバー	1) 施策は、H11年3月の本計画に記載されていますが、そもそも予算的、技術的、制度的に実現性がかなり低いものが散見されました。協議会第2回参考資料2で細かく精査したところですが、本計画の令和6・7年度改定時に向けての取組と関連するため、素案(案)への具体的な明記を避けています。 7) 農地の保全については、ご指摘を踏まえ、主な成果に「・特定生産緑地の指定手続開始」を追記しました。 また、「2 施策の主な実績」の導入部に、前計画に基づく取組の成果について加筆しました。
23	31	市民の快適な暮らしを支えていくために、健康づくりの場としての緑の活用を必要とし、公園等が必要になっています。	意見	ウ委員	ご意見をいただいた健康・福祉の向上の観点について、公園の再生や活用を進める中で反映してまいります。
24	37	③新たな制度活用を含む農地保全の取り組み 特性生産緑地地区の話は記載する必要はありませんか。これにより激減することも想定されます。また、「農の風景育成地区」や「田園住居地域」などの可能性はないのですか。(他の区市では検討しているところもあるので)	意見	副会長	特定生産緑地については、課題を示すp.37「③新たな制度活用を含む農地保全の取組」及び今後の取組を示すp.50「施策2.4 農地の保全と活用 ①さまざまな制度を活用した農地の保全」に記載しております。 「農の風景育成地区」や「田園住居地域」については、素案(案)をとりまとめる過程で関係する所管課と協議しましたが、現段階で明記することは難しいと判断しました。
25	38	12 行目 崖線の緑 を 立川崖線の緑に 修正	意見	イ委員	ご意見を反映し、「立川崖線の緑」に修正しました。
26	39	緑を「そだてる」 立川市は武蔵野台地にある為、樹木の良い物が生産される事で全国的に知られ脚光を浴びている	意見	ウ委員	ご意見の趣旨を踏まえ、p.9に「1 地形と緑の特徴」に「また、良質な植木の生産が行われているまちとして全国的に知られ、緑の豊かさに寄与しています。」を加筆しました。
27	39	本文1 行目は、項目1 と同じ。	意見	工委員	ご意見を反映し、1行目の「ケヤキ並木」を「屋敷林の一部であるケヤキ並木」に修正しました。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
28	41	1. 保存樹木の目標は、5年間で5本増が限界ですか。特に風致地区あたりの高木保全では、有効な手法の一つであると思われますが。 2. 都市農地の目標値 190ha は、特定生産緑地地区への移行等による大きな変化も想定したうえでの数値ですか。	意見	副会長	1. 保存樹木は、近年、増加よりも減少が上回る年度が増えており、その実績を踏まえ目標値を+5本としています。 2. 都市農地の目標値は、特定生産緑地地区の申請前の意向調査を踏まえた“目標”としています。 なお、保存樹木、都市農地とも、目標値は、立川市長期総合計画後期基本計画（令和2年3月）で定めた指標と整合を図っています。
29	41	各々の目標値はどのような考え方で設定されたのでしょうか。緑を守り育む市民の活動を広げるについては、公園だけに留まる内容ではないように思いますし、実際行う施策として46ページを見ると、市民への情報発信、イベント開催が主に思えますので、例えば市や、緑に関連する市民団体が市民向けに開催したイベント数といった指標にしても良いのではと思います。また、公園の柔軟な活用で目標値がモデル事業実施となっていますが、これは目標値として適切なのでしょうか。あくまで施策の一つではと思われます。	意見	オブザーバー	●目標値の考え方について 市民講座回数などは、市民活動にほぼ依存するので、令和6年度の目標値設定が大変困難となります。また、市が市民向けに実施するイベント数については、実質的に毎年4月の緑化まつりだけとなるため、指標化を断念しました。 ●モデル事業実施の指標化について p.56の図にあるように、ボール遊びができる公園を限定的・試験的にやりたいと考えています。しかし、数値化が難しいことから、定性的な表現の目標としました。施策の一つであることは承知しているところですが、市議会や地域からの要望もあることから、令和6年度までに行うべき取組として、あえて記載しています。
30	41	公園の柔軟な活用で、モデル事業とあります。やや唐突かと思われます。モデル事業を説明している箇所を示してはどうでしょうか？	意見	ク委員	ご意見を反映し、モデル事業のイメージを示しているp.56への誘導を記載しました。
31	41	②特定生産緑地の申請は、現状7割位です。目標とする190ha以上は、厳しい状況です。	意見	カ委員	特定生産緑地の申請は、令和2年1月1日告示時点372件のうち約7割を受け付けたとのこと。特定生産緑地制度を始め、各種制度について、生産緑地所有者の皆様への情報提供に取り組み、保全に努めてまいります。
32	42	2行目 根川を根川緑道に修正 中央の図 鉄道網を記載すると判りやすく、理解しやすいと思います	意見	イ委員	緑の配置方針では、根川緑道を含む根川沿川一帯を骨格に位置付けていることから、根川と表記しています。 また、図は市内の緑の構造を概念的に示したものであるため、鉄道等の詳細を記載していません。骨格や拠点となる緑の具体的な位置については、「第5章 地域別の方針」の各地域の方針図に示しています。
33	42	第4節 上から6行目「近隣公園」とは p.83解説にあるが具体的には。	質問	オ委員	諏訪の森公園（柴崎町1丁目）、江の島公園（幸町1丁目）、見影橋公園（砂川町3丁目）、砂川公園（砂川町7丁目）などが近隣公園に該当します。
34	44	方針2 2.2（）内に矢川を 矢川の水源の多くは保全地域の湿地帯以外の所で「矢川」そのものは立派な河川である。p.48、p.60関連	意見	オ委員	矢川について、立川市域内の水路は「用水」として取り扱っているため、施策2.2に矢川を記載していません。また、矢川緑地は、水辺の側面では湧水の要素がより重要と考えております。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
35	44	方針3 3.4健全で豊かな道路の緑の育成とは p.45取組みを増す	意見	オ委員	「施策3.4 健全で豊かな道路の緑の育成」の具体的な内容については、p.52に記載しています。 道路の緑については、歩道幅員などの要件を満たす必要があるため、今年度策定する「街路樹のあり方方針」に基づいて整備・管理を進めてまいります。
36	46	施策について、もう少し具体的に 1.1、1.2、1.3	意見	オ委員	立川市緑化推進協議会（第4回）の資料3立川市緑の基本計画素案(案)（たたき台）の中で示した取組例などを念頭に置きつつも、新しい手法なども柔軟に取り入れながら施策を進めていくため、敢えて詳細を記載しない形をとっております。
37	48～50	最初の章にグリーンインフラへの対応について触れられていたもので、具体的にどのように進めていくのか、この章で書き込めると最近の施策ですし、市にとってもチャレンジなものとなり、なおよろしいのではないかと思います。 ※崖線の話がそれに対応しているという認識でしょうか。	意見	オブザーバー	ご意見の趣旨を踏まえ、施策・取組を進めていくことで、緑が持つ多様な機能をまちづくりに生かし、立川市のグリーンインフラを形成していくという趣旨の記述をp.48の冒頭に加えしました。
38	48	施策2.1 立川崖線の緑の保全 ①崖線の緑の保全と安全確保の写真について 「緑を残した安全対策の例」・・・どんな安全対策をしているのかわかりにくいので、説明を加えてはどうか。緑を残した（ ）安全対策などと。	意見	ア委員	ご意見を反映し、写真の説明を「複数のアンカーボルトで斜面を固定し、崖線の樹木をできる限り残した安全対策の例」に修正しました。
39	48	矢川（河川）のことも入れること	意見	オ委員	矢川について、立川市内の水路は「用水」として取り扱っているため、施策2.2に矢川を記載していません。また、矢川緑地は、水辺の側面では湧水の要素がより重要と考えております。
40	48	施策2.2 ……水辺の空間の適正利用をわかりやすく表現	意見	オ委員	ご意見を反映し、具体例として「不法投棄の防止など」を追記しました。
41	48	施策2.2 ②根川緑道…保全も大事であるが、旧根川（野球場北側）の桜並木は、右岸の桜は大正10年頃植えたものが残っていて、これらの保全は最重要と考えられる。p.59（1）関連	意見	オ委員	根川緑道の桜の保全については、「重点的な取組5箇全てで快適な公園利用を支える維持管理の推進」（p.57）にも位置付けており、着実に進めてまいります。
42	49	④用水・分水・湧水の保全で本文に追加する 歴史的・文化的遺産であるとともに自然環境遺産であり・・・と追加する。	意見	工委員	自然環境や景観以外の視点として歴史的・文化的と表現していること、「自然環境遺産」が「(世界)自然遺産」と混同される恐れがあることから、修正しないこととしました。
43	49	④用水・分水・湧水の保全 「特に立川市内の湧水は昭和記念公園や立川基地等の広大な湧水涵養域を持ち、将来に渡って保持される可能性が高い、旧来の都市開発により暗渠化等により明確に視認できなくなった湧水や流れも多く存在する可能性がある。立川崖線や矢川緑地・旧緑川等における湧水実態調査を行い、それらのデータを基に立川市の湧水水辺における水生生物環境や水辺景観の創造を図り、生物多様性に資する計画を作成する。」を後半部に挿入する。	意見	工委員	ご意見の趣旨を踏まえ、「施策2.2 豊かな水辺の保全 ④用水・分水・湧水の保全」に、「河川の水質調査、立川崖線の湧水調査、地下水調査を実施して、状況変化を把握します。」を追記しました。（p.49）

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
44	49	④矢川のことも加えてほしい。	意見	才委員	ご意見を反映し、「④用水・分水、湧水の保全」の4行目を以下のように修正しました。 「また、立川産線沿いの矢川緑地などの湧水及びそこに生息・生育する生きものの保全を図るとともに・・・」
45	49	①五日市街道のケヤキ並木の保全の5行目 地域の歴史を伝える象徴的存在であるケヤキ並木を保全していくため、文化財保護法や「砂川五日市街道ケヤキ並木保存条例」等で特別的存在として指定し、歴史的遺産として特別な保全措置を講ずることにより将来にわたって継承する。	意見	工委員	五日市街道のケヤキ並木は、本市の郷土景観を象徴する緑の一つであり、保全に努めてまいります。ご意見については、今後の取組の中で参考にさせていただきます。
46	49	風致地区の件ですが、何かしらの具体的方針があってもよいように思いました。 確か、運用は東京都から移譲されているのではなかったでしょうか。でしたら、例えば保存樹木は特に風致地区指定地において積極的な指定を行うとか、もう一歩踏み込むとすれば風致保全の計画や組織立ち上げの検討をはじめるとか。	意見	副会長	平成11年3月の前計画策定後、五日市街道沿いの保存樹木の指定促進を行い、1年で81本追加指定しました。保存樹木全般の課題として、管理の負担などを背景に解除が増えていることから、指定継続に向け、既存の制度による管理支援の継続、所有者の負担軽減、地域住民の理解醸成に取り組んでまいります。さらに具体的な取組については、今後の参考とさせていただきます。
47	49	施策2.3 ①上から5行目 協働は強く進めてほしい。尚、①②落葉の堆肥化利用の件も。	意見	才委員	五日市街道のケヤキ並木における市民協働について、計画に基づき取組を進めます。落葉の堆肥化については、今後の取組の中で参考にさせていただきます。
48	49 74	p.49 施策2.3 ①五日市街道のケヤキ並木の保全 6行目 ~などを通じた所有者の--- p.74 市民・・・緑化などを通じた 事業者・・・緑化を通じた 「通じて、通して」では意味が変わりますか？	意見	ア委員	素案(案)の中では、「通じて(た)」で表現を統一しております。
49	50	都市農地の保全の話は、歴史・文化資源であるという観点に加え、郊外部の農地が開発されてしまうとスプロール化が抑えられないことに触れつつ、集約型都市構造への転換(都市マスにも記載されていましたが)を図るという観点(=持続可能なまちづくりの観点)から、保全を進めるといったことにも触れて書いた方が、なぜ保全を図るのががより明確に伝わると思います。	意見	オブザーバー	ご意見の趣旨を踏まえ、農地保全の必要性について記述の充実を図りました。
50	51	施策3 1 開発事業にあわせた緑の創出 本文の後に 「特に立川北口開発等では、市役所から立川駅にかけて事業者の努力で多くの特徴ある緑が創出されている。これらをパンフレット等で紹介し、ネットワーク利用を促進させるための協議会等を設立する。」を追加する。	意見	工委員	「⑤公共空間における健全な緑の育成」の一段目に下記を追記しました(下線部が追記箇所)。 「・・・潤いや安らぎをもたらす存在であり、市役所南側に広がる公的機関で多くの緑の創出がされるなど、これまで多くの公共空間において緑化が進められました。」
51	51	1. 施策3. 1には、総合設計制度と公開空地などのキーワードは入れられないのですか。 2. 施策3. 3の①では、新設の公園整備と既存公園のマネージメントの記載だと思われませんが、既存公園の時代の要求にあわせたりニューアルというのではないのですか。	意見	副会長	1. 本市では、総合設計制度が適用される規模の開発事業はほとんどなく、計画期間内に具体的な想定もないため、今回の改定ではキーワードとして盛り込んでいません。 2. 「施策3.3 地域の魅力となる公園づくり ②身近な公園の機能見直しと再生」の中で、時代の要求や市民のニーズの変化に合わせてニューアルに取り組んでまいります。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
52	51	開発事業に合わせた緑の創出に関して緑化等の取り扱いを検討とありますが、具体的に何を指しているのかがわかりにくいところがあります。昨今、緑地を増やすには公共だけでは非常に厳しく、最近オープンしたGREEN SPRINGS を見てもわかるとおり、民間と連携してまちづくりとして緑化を進めていくことが非常に重要で、緑化にも民間事業者等との連携というキーワードを入れ込むのが必要であると思います。 ※52 ページに、公園に関しては連携というキーワードがりましたが、公園のみのように思える記載だったので。	意見	オブザーバー	ご意見の趣旨を踏まえ、「施策3.1 開発事業等に合わせた緑の創出 ①多様な手法を活用した緑化の推進」の第一段落を次のように修正しました（下線部が修正箇所）。 「開発地等において、民間事業者と連携して質の高い緑化を誘導し、視界に入る緑を増やしていくため、緑化技術の進展や、開発事業者の意見などを考慮し、緑化面積の算定において、現在は算入対象に含めていない壁面緑化、地被植物（芝生等）による緑化等の取扱を検討します。」
53	53	「重点的な取組」と68ページの「緑化重点地区の計画」との関係がわかりにくいように思います。「重点的な取組」はすべて「緑化重点地区」内での取り組みか、それともその地区以外でも展開するのかなど。	意見	副会長	重点的な取組は、施策全体の中から計画期間内に重点的に取り組むものを示しており（p.45）、立川公園のガニガラ広場を拠点とする活動（重点的取組②）以外は、全市的に取り組むものではありません。 緑化重点地区については、「第5章 地域別の方針」に示した内容を、具体的な公園の整備やまちづくりに反映していくことを趣旨としています。（p.68）
54	54	重点取り組みとして出された案件の取り組み内容が「継続」のみであるので、今の取組内容の書き方では「活動の拡大」が伝わりにくいと思う。どのあたりの拡大をしていくのか、取り組み内容について単に「継続します」だけでない書き方をしても良いのかと思います。（ほかの重点取り組みも同様）	意見	ク委員	ご意見の趣旨を反映し、重点的な取組2の「田んぼづくりなどの活動」及び 重点的な取組3の「ボランティア団体による活動の広報」について従来の取組を拡充するものであることから、【拡充】に表記を変更しました。
55	54	特に本文の中で示しておりませんが、次世代の育成も重要かと思えます。事業計画として明確に位置付けするのは困難かもしれませんが、写真の市民講座と同様に、子供達の自然体験教育などの実践の写真を掲載するのはいかがでしょうか？参考のために、環境対策課と一緒に実施した大学のレポートを添付します。写真が必要でしたらご連絡下さい。	意見	ク委員	ご意見を反映し、子どもの自然体験教育の写真を追加しました。
56	55	NPO法人集住グリーンネットワークによる根川緑道保全活動は、さくらの会が発足する前のものです。この写真を入れてしまうと同じ根川に、2つの団体があると思われるので、写真は削除した方がよいと思います。混乱させてすみません。	意見	ク委員	ご意見を反映し、写真を削除しました。
57	55	①緑化に関する広報は出来る限り多く チラシ等も作ってPR 緑化まつりの時のPRはもっと多くの人が見える工夫を。体験・交流・情報の機会をもっと多くつくること。	意見	オ委員	ご意見を踏まえ、緑化まつりのPRの工夫、施設の情報発信などに今後取り組みます。 チラシについては、当課カウンターのチラシを手取る方が少ない現状を踏まえ、より効果的な方法を検討してまいります。
58	56	重点取組4「地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用」において、ボール遊びなど、とありその下の図もボール遊びの参考図がついているが、先日までの議論では、民間事業者が公園の中で何かイベントをするというようなことがメインで提案されていたように思います。	意見	ク委員	「施策3.3 地域の魅力となる公園づくり ③地域住民、民間事業者と連携した公園の柔軟な活用」においては、民間事業者との連携も想定に入れておりますが、重点的な取組に関しては、市議会や地域からの要望もあるボール遊びを例に取り上げています。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
59	56～58	南地区に残された農地の保全	意見	オ委員	南地域の農地の保全は、上位計画である立川市都市計画マスタープランの地域別構想に位置付けられていないため、本計画における記載を見送りました。 南地域には市民農園があることから、市民の農とのふれあいなどの取組は進めてまいります。
60	58～67	p. 58 地域・地区区分図 p. 60～67 ①方針図の凡例の緑の拠点の色分けがわかりにくい。 ②緑被地の黄とうす茶もうすくて、はっきりしない。 改善点として、①②とももう少し濃くできないのか。 ①の破線の丸も形状を工夫できれば。緑系の識別が難。	意見	ア委員	①ご指摘を反映し、緑の拠点の違いを見分けやすくするため、線の幅や破線の間隔を修正しました。p. 42の緑の配置方針も同様に修正しました。 ②ご指摘を反映し、農用地と生産緑地地区の色を濃くしました。
61	59～60	第2節 各地域の方針 1 南地域 p. 59 (1) 現況 1行目に根川(緑道)、矢川緑地 p. 60 (ウ) 取組例 3行目 矢川(用水)等の一 下線の部分を入れたほうが、概要版p. 7の南地域の文言の統一性がある と考えられます。	意見	ア委員	p. 59 (1)については、箇条書き3点目で根川緑道、4点目で矢川緑地について記述しており、概要版とも整合していることから、修正しないこととしました。 P. 60 ウ)は、ご意見の趣旨を反映し、「矢川緑地」に修正しました。
62	59	4行目 根川を根川緑道に修正 10行目 自然豊かで、の後に多摩モノレール柴崎体育館駅間近のを 挿入	意見	イ委員	4行目については、緑の配置方針では、根川緑道を含む根川沿川一帯を骨格に位置付けていることから、根川と表記しています。 10行目については、ご意見を反映し、修正しました。
63	59～60	崖線にも水量は少ないのですが、湧水(しぼり水)があります。がにがら広場内の緑地やその上流でも見られます。矢川の湿地は当然ですが、見過ごされがちで小さな湧水にも注目してはいかがでしょうか？湧水は対象外であれば結構であります。	意見	ク委員	ご意見を反映し、「水辺の保全」と記載した箇所を「水辺や湧水の保全」に修正しました。
64	59	1. (田んぼ) 行政的には、(水田)では。 2. 最下行 他のページでも「ガニガラ広場」が、なぜかここだけ具体的な名称が出てきているように見えます。他の公園等でも市民参加で取り組んでいるところはあるのではないかとと思われる中、少し突出しているような違和感がありますが、他への配慮を考えたとき大丈夫でしょうか。	意見	副会長	1. ガニガラ広場(田んぼ)は、公園施設の一部であり、活動する市民が親しみを込めて「田んぼ」と呼んでいることから、田んぼと表記しています。 2. ガニガラ広場に関しては、今後の市民協働のモデルの一つとなるよう本計画の期間内に重点的に取組を進めていくため、敢えて記載しています。
65	59	1 (1) 上から7行目に旧根川の原風景が残る桜並木も……	意見	オ委員	根川緑道は、昭和47年に埋め立てられた旧河川敷を昭和48・49年にかけて水路及び周辺を整備しており、根川の上流部にも大きくなった多くの桜があります。そこも原風景と認識される可能性があることから、修正はしないこととしました。
66	59	昨今民地の樹木が多く切られている。多種の苦情か。 また、旧農業試験場にあった貴重な樹林もたくさん切られた。これらの 歯止めは。行政指導は。	質問	オ委員	民地の樹木の伐採は、これまでの協議会で話があったように、落ち葉の苦情、せん定費用の負担、相続などによるケースがあります。公共用地でも開発が伴わないものに関しては、行政指導が及ばないのが現状です。ただし、国や都などは緑化面積基準よりも多く緑化して頂いています。

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
67	65	上砂6丁目の関係 芝地（草地）、緑地？	質問	オ委員	宗教団体による開発中の用地ととなります。P.15の図に示すように、現在は緑(水)に関連がほばない場所となります。
68	68	68ページ以降の緑化重点地区は、もっと具体的な政策が記載できないのでしょうか。また、その主体（市民、企業、行政）のかかわり方（その事業の中心が市民なのか行政なのか）や時期（短期か中期か）は、やりわりとでも記載できないのでしょうか。	意見	副会長	内容については、意見番号69のご意見を反映し、農地保全に関する技術を追加しました。この方針をもって、都市計画公園・緑地の整備事業やまちづくりの中で市民、事業者と協力を働きかけ、取組を進めてまいります。
69	69	緑化の方針のところで生産緑地等の都市農地の保全の話に触れるべきではないでしょうか。 ※農地の減少割合が大きいので。	意見	オブザーバー	ご意見を反映し、（1）砂川公園周辺地区、（2）川越道緑地周辺地区の緑化の方針に「・生産緑地等の都市農地の保全に努めます。」を追加しました。
70	72	ガニガラ広場は田んぼが最も重要ですが、ビオトープも同等に価値があると思います。多様に配慮した管理が求められますが、それらを目標にするのは現状やっていないので難しいでしょうか。72ページの方針に田んぼとビオトープを並列するのはどうでしょうか？さらに45頁の竣工直後の写真は、やや趣がないかと思われま。	意見	ク委員	ご意見を反映し、p.72③緑化の方針を以下のとおり修正・追記しました（下線部が修正・追記箇所）。 「・緑の普及・啓発拠点として、ガニガラ広場の田んぼの管理と活用を市民協働で進めます。また、ビオトープ周辺で自然体験などの市民講座により生物多様性の啓発を進めます。」 p.47の写真については、答申までに差し替える予定です。
71	74	これまで市民、事業者、市と示されていて、違和感を持ちませんでした。74頁の図のように示されると、NPOや市民団体が不足しているような気がします。市民団体は市民に含まれるとして、NPOと市民は異なりますので、NPOはどこかに入らないでしょうか？例えば市民/NPOまたは市民（NPO）など。	意見	ク委員	ご意見を反映し、市民の欄を「市民（NPOを含む）」に修正しました。
72	74	本協議会は緑の基本計画の改定審議のみならず、今後、例えば施策の点検・評価等を行うような機能も担うことになるのでしょうか。	質問	オブザーバー	立川市緑化推進条例第13条(素案(案)p.79)「緑化の推進に関する重要事項について調査又は審議を行わせる」としているの、点検・評価だけで協議会へ諮問することが可能です。ただし、毎年点検・評価する予定がないため、令和6年度計画改定時に協議会審議の一部として点検・評価して頂きたいと考えています。
73	74	緑化推進協議会は、単期間な組織と思う。施策の推進を行うには継続もあるのか。	質問	オ委員	立川市緑化推進条例第13条((素案(案)p.79)に示すとおり、任期は2年です。対象とする議題を終えると解任となります。よって、「施策の推進」を協議会の議題とした時に、改めて委員を選定し任命することとなることから、現在の協議会がそのまま存続するという形にはなりません。
74	75	評価は市が独自で行うのか、第三者委員会的なものが評価するのか。上から7行目 緑化推進協議会において点検・評価とあるが、協議会は存続するのか。	質問	オ委員	
75	84	3.用語解説 た・都市計画公園・緑地の整備方針 2行目 中 区市町で → 区市町村で 村が入るのではないのでしょうか。	意見	ア委員	都市計画公園・緑地の整備方針の策定は、東京都と区市町で行っています（都内の村には都市計画公園がないため）。

(2) 概要版

No	ページ 番号	意見	分類	提出者	事務局の対応
76	1	【素案p. 9の項の再掲】本文13 行目「農家の屋敷林が残されており、 屋敷林の一部であるケヤキ並木」赤字を挿入する。	意見	工委員	ご意見を反映し、「屋敷林の一部であるケヤキ並木」に修正しました。
77	1	右下、計画改定の趣旨 の3 行目 聴取する → 聴取した に変更	意見	イ委員	ご意見を反映し、「聴取した」に修正しました。
78	2	右側、主な公園と地域制緑地の分布 の図内の字句 五日市街道風致地区 → 五日市道風致地区 に変更	意見	イ委員	ご意見を反映し、「五日市道風致地区」に修正しました。
79	5	【素案p. 39の項の再掲】本文1 行目は、項目1 と同じ。	意見	工委員	ご意見を反映し、1 行目の「ケヤキ並木」を「屋敷林の一部であるケヤキ並木」に修正しました。
80	7	重要ではありませんが、7ページ、柴崎地区の取り組み例の保全の 「全」の字が改行されて、下段に移行している。	意見	ク委員	ご意見を反映し、改行位置を調整しました。